調達管理番号・案件名
26a00274_パレスチナリハビリテーション関連技術アドバイザーの本邦招へい業務（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））

質問と回答は以下のとおりです。

2026年10月9日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	19	定額計上について	第2章 第4条の「表1：業務内容と役割分担」では、「外部機関等への依頼・調整」と「講義資料の翻訳・印刷手配」はそれぞれ独立した受注者の担当業務として記載されています。 また、第3章 3.(3)では、定額計上額の該当箇所が「第4条業務の内容(3)外部機関等への依頼・調整」、金額に含まれる範囲が「①諸謝金、②実施諸費」と記載されています。 一方、第2章 第4条(3)では、「翻訳作業(動画教材を含む場合の字幕翻訳を含む)を翻訳業者へ委託するための経費は、定額計上に含めること」と記載されています。 この場合、翻訳業者に支払う翻訳作業そのものの費用も定額計上額1,782,000円(税抜)から捻出する必要があり、当該翻訳費を入札金額に別途積算しないとの理解でよろしいでしょうか。 それとも、定額計上の対象は外部機関等への諸謝金・実施諸費等に限られ、翻訳費そのものは入札金額に別途積算することを想定しているということでしょうか。	第2章第4条(3)では、「翻訳作業(動画教材を含む場合の字幕翻訳を含む)を翻訳業者へ委託するための経費は、定額計上に含めること」と記載しているとおり、翻訳作業(動画教材を含む場合の字幕翻訳を含む)を翻訳業者へ委託するための経費は、定額計上額1,782,000円(税抜)に含まれます。 したがって、翻訳業者に支払う翻訳作業そのものの費用は応札額内に見込む必要はありません。 なお、第3章3.(3)では、定額計上額に含まれる範囲を「①諸謝金、②実施諸費」と記載しておりますが、翻訳作業に係る費用については②実施諸費に含まれるものとして整理しております。

以上